

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩国市

### 2 構造改革特別区域の名称

岩国市 I T人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岩国市全域

### 4 構造改革特別区域の特性

岩国市は、平成 18 年 3 月 20 日に、旧岩国市と周辺 7 町村の合併により成立した地方都市で、人口は約 15 万人ながら、面積は 873.20 km<sup>2</sup>（平成 20 年 4 月 1 日現在）と山口県下最大の行政区域を有している。

また、本市は山口県の東端に位置しており、広島、島根両県と境を接するとともに、北部は中国山地を背にし、県下最大の流域面積を持つ清流「錦川」を介して南部は瀬戸内海に臨むという、多彩な自然環境を有している。

産業に目を向けると、大正 15 年に帝国人造絹糸株式会社（現 帝人株式会社）が進出したのを皮切りに、東洋紡績株式会社、山陽パルプ工業株式会社（現 日本製紙株式会社）などの工場進出が相次ぎ、工業都市としての顔を持つようになり、昭和 15 年に市制を施行して以来、瀬戸内海臨海工業地帯の一翼を担う工業都市として、また、今では年間約 300 万人の観光客が訪れる錦帯橋に代表される観光都市として発展を続けている。

さらに、昭和 13 年に川下地区に旧日本海軍が岩国飛行場の建設に着手して以来、基地の町としての側面も持っている。現在、官民挙げて取り組んでいる、米軍岩国基地を利用した民間空港再開が実現すれば、観光業の更なる振興、情報通信分野をはじめとする新産業の創出、空港関連企業等の誘致により、地域の活性化が期待出来るところである。

しかしながら、本市は平成 18 年 3 月の市町村合併により県下最大の面積となり、総面積の約 81%を森林が占め、その全域が中山間地域としての位置付けとなっているほか、市内に離島地域を有するなど、交通・物流をはじめとする生産・生活面での諸条件において、非常に厳しい地域でもある。

とりわけ、広域な市域を有している本市では、市民生活における地域間の情報格差の広がり懸念されている。その格差是正のため、本市の総合計画において、「どこでも必要な情報が手に入る」という施策目標を掲げ、光ファイバの施設等の高度情報通信基盤の整備に取り組んでいるが、その整備や運用において、I T人材の育成・確保が必要不可欠のものとなっている。加えて、高度情報通信基盤の整備を進めるなか、市民がそれらを安全かつ適切に取り扱い、有効に活用できる能力の向上も課題になっている。

また、合併後 2 年半が経過する中、数社企業が本市と進出協定を締結しているが、本

市の商工業全体としては事業所数が減少傾向にあり、地場産業の活性化や企業誘致は、引き続き取り組んでいかなければならない課題である。高度通信基盤整備に取り組んでいる本市において、今後、経営の合理化・効率化を進め、地域企業の競争力を高めていき、また、新規企業立地における優位性を確保するためにも、IT人材の育成・確保が重要である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、国家資格である「基本情報技術者」の午前試験を免除する特例措置の適用により、学生のみならず一般の受験者の負担を軽減し、資格取得者の増加を図ろうとするものであり、高度な情報処理技術を有する人材の育成と輩出を図り、地域内での人材基盤をより強固なものとし、併せて進める高度情報通信基盤の整備により、本市の情報通信に係るソフト・ハード両面の整備を推進するものである。

このことによって、市民生活の利便性の向上を果たすとともに、地場産業の活性化や企業誘致の推進など地域の振興に資することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 基本情報技術者試験の合格率の向上及び合格者数の増加

本特例措置によって、基礎的知識に係る試験問題が免除され、受験生は実務的試験に集中でき、学習が効率的になることにより、試験での負担が軽減される。このことから、基本情報技術者試験の合格率の向上及び合格者数の増加を目指す。

### (2) IT人材の育成

資格取得者の増加に伴い、単なるITの使い手としてのみならず、価値創造者としての高度IT人材の育成、さらに、特に近年重要性が増大しているセキュリティ技術者の育成を図る。また、市の社会経済全体において、IT利用の拡大を図る。

### (3) 地場産業の活性化及び企業誘致の推進

IT関連企業のみならず、様々な分野の企業において経営の合理化・効率化を進めるにはIT人材の確保が必要である。そこで、本特例措置によって「基本情報技術者」の資格取得者を増加させ、地域企業へのIT人材の供給を図る。このことによって、地域企業内の情報活用能力の向上や経営の合理化・効率化が進み、地域企業の競争力を高め、地場産業の活性化を図る。

さらに、IT人材の供給及び高度情報通信基盤の整備により、新規企業立地における優位性を確保し、企業誘致の推進を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地場産業の活性化

IT人材の育成により、地域企業へより多くのIT人材の供給が可能となり、地域企業内の経営の合理化・効率化等を進め、地場産業の活性化が期待できる。

### (2) 企業誘致の推進

IT人材の供給と高度情報通信基盤の整備により、新規企業立地における優位性の確保をし、企業誘致が期待できる。

(3) 流入人口の増加

「基本情報技術者」の資格取得を目指す者にとって、基本情報技術者試験の午前中試験の免除は魅力的なものであるため、学生・受験生の増加が見込まれる。さらに、資格取得に伴う雇用機会の増加によって、就職率の上昇が見込まれる。以上の点から、市内の学生・就業人口流出の歯止めのみならず、市外・県外から、現状以上の学生や社会人の流入が期待できる。

(4) 市民生活の向上

資格取得者の増加に伴い、地域におけるIT人材の裾野が拡大されるものと考えられ、IT活用能力の向上、高度情報通信基盤の整備と相まって、市民生活への高度情報化の普及、利便性の向上など、市民生活の向上が期待できる。

8 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業  
1132 (1144, 1146)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

平成19年8月に策定した「岩国市総合計画」では、「どこでも必要な情報が手に入る」を施策目標とし、市民が情報を安全かつ適切に取り扱い、有効に利用できる能力の向上を課題としており、関連事業として、次の事業に取り組んでいる。

(1) 高度情報通信基盤の整備

市民生活の利便性向上のため、市域全域を対象とし212ヶ所の公共施設間を超高速通信回線で接続する地域イントラネットを構築している。さらに現在、情報格差是正のため、市内全域にケーブルテレビ網を整備することにより、ブロードバンドサービスの活用による「情報通信ネットワーク基盤整備事業」に取り組んでいる。

(2) 生涯学習の充実

高度情報通信基盤の整備により、市民がどこでも必要な情報が手に入る環境が整うことから、情報端末や情報そのものを扱う市民の能力向上を支援するため、生涯学習の分野において、地域内の高等教育機関とも連携したパソコンの公開講座等に取り組んでいる。

- 1 特定事業の名称  
1132 (1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
  - (1) 講座の開設者  
学校法人 高水学園 岩国短期大学  
所在地：山口県岩国市尾津町二丁目 24 番 18 号
  - (2) 修了認定に係る試験の提供者  
日本C I W普及育成協議会 (J A C C)  
所在地：東京都中央区京橋 1-11-8 西銀ビル 5F
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
構造改革特別区域計画が認定された日
- 4 特定事業の内容
  - (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画  
「基本情報技術者試験講座」(C I W併用コース)  
別表「基本情報技術者試験講座 履修計画」参照  

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。
  - (2) 修了認定の基準
    - ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。
    - イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、(3)イの場合、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。
  - (3) 修了認定に係る試験の実施方法
    - ア 修了認定に係る試験問題は、日本C I W普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
    - イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
    - ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする

る者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあつては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 C I Wアソシエイト

試験科目 C I Wファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の出題項目：表に示す通り

|     | 出題分野           | 出題項目   |
|-----|----------------|--|
| (A) | インターネットの概論     | (1) インターネット・コンセプト<br>(2) インターネット・インフラ                                      |
| (B) | インターネットの利用     | (1) Web コンセプト<br>(2) Web サービスの利用<br>(3) データ・リサーチ                           |
| (C) | インターネットのメディア   | (1) オブジェクト・データ   |
| (D) | セキュリティの技術      | (1) セキュリティ・リテラシー<br>(2) セキュリティ・マネジメント<br>(3) セキュリティ・テクノロジー<br>(4) ファイアウォール |
| (E) | e ビジネスの設計      | (1) e コマース<br>(2) マネジメント・ナレッジ  |
| (F) | ネットワークの基礎      | (1) ネットワーク・コンセプト<br>(2) ネットワーク・アーキテクチャ                                     |
| (G) | ネットワークの設計      | (1) ネットワーク・コンポーネント<br>(2) ネットワーク・テクノロジー                                    |
| (H) | インターネットワーキング   | (1) インターネット・アーキテクチャ<br>(2) ネットワーク・デザイン<br>(3) ネットワーク・マネジメント                |
| (I) | インターネットサービスの構成 | (1) サービス・コンポーネントⅠ<br>(2) サービス・コンポーネントⅡ<br>(3) サービス・コンポーネントⅢ                |
| (J) | システムの開発        | (1) サーバサイド・スクリプト<br>(2) データベース   |
| (K) | サイト開発の基礎       | (1) サイトデザイン・コンセプト<br>(2) HTML  |

|     | 出題分野     | 出題項目             |
|-----|----------|------------------|
| (L) | サイト開発の実践 | (1) HTML コーディングⅠ |
|     |          | (2) HTML コーディングⅡ |
|     |          | (3) HTML コーディングⅢ |
|     |          | (4) HTML コーディングⅣ |
| (M) | サイト開発の応用 | (1) ツールの使用       |
|     |          | (2) 拡張言語テクノロジーⅠ  |
|     |          | (3) 拡張言語テクノロジーⅡ  |

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。